



納税だより

第19号 令和6年2月1日 発行

岩手県遠野市中央通り9番1号 遠野市総務企画部税務課内

遠野市納税貯蓄組合連合会 会長 佐藤 芳夫

電話 0198-62-2111 E-mail zeimu@city.tono.iwate.jp

遠野市納税貯蓄

組合連合会総会

令和5年6月28日、あえりあ遠野交流ホールにおいて、令和5年度遠野市納税貯蓄組合連合会総会が開催されました。

本人出席31名、委任状出席56名、計87名の出席があり、議長には附馬牛支部小林納税貯蓄組合（組合長）の藤田優一さんが選出され「令和4年度事業報告及び収支決算」「令和5年度事業計画及び収支予算」について審議し、原案のとおり承認されました。

事業計画では、納期内納付に向けた口座振替の推進や女性部の研修会などが承認されました。また、納税思想の普及、組合の発展に寄与し、他の模範となった組合の功労を称え、その業績を表彰しました。表彰受賞者は「令和5年度各種表彰受賞者の紹介」に掲載しています。

令和5年度

各種表彰受賞者の紹介

令和5年度各種表彰を受賞された団体及び個人については、次のとおりです。（敬称略）

◆市納税貯蓄組合連合会表彰

- ・団体表彰の部（支部・組合長名）
- ▼新町（遠野・黒田テヨ）
- ▼上宮守第3（宮守・阿部啓悦）
- ・個人表彰の部（支部・組合名・勤続年数）
- ▼立花真二（土淵・石田・7年）
- ▼金濱誠（上郷・佐比内・19年）

令和5年の役員は、次のとおりです。今回の役員改選は、令和6年度となります。

遠野市納税貯蓄組合連合会役員一覧

会長	佐藤 芳夫	（宮守・関谷）
副会長	佐々木 岩	（遠野・東館）
〃	昆 定治	（鱒沢・船渡）
理事	佐藤 一志	（綾織・上大久保）
〃	松田 政雄	（小友・小友中央）
〃	佐々木 義夫	（附馬牛・久手）
〃	菊池 敏行	（松崎・下松崎）
〃	阿部 弘	（土淵・飯豊）
〃	田面木 武夫	（青笹・下中村）
〃	金浜 洋治	（上郷・宇南田）
〃	上臺 直志	（上郷・荒町）
〃	中村 桂三	（達曾部・館）
〃	菊池 貞子	（青笹・飛鳥田）
〃	熊谷 裕子	（宮守・関谷）

※記載順 役職 氏名（支部・組合名）

◆市納税功労者表彰

- ・役員表彰の部（支部・組合名・勤続年数）
- ▼佐々木明敏（遠野・下早瀬・8年）
- ・個人表彰（支部・組合名）
- ▼阿部正（土淵・大杉）
- ▼片岸義規（土淵・須崎第一）
- ◆県納税功労者表彰
- ・組合表彰（支部・組合長）
- ▼二日町（綾織・菅野益範）
- ▼上郷町榮（上郷・菊池健一）

夏休み期間中、市内中学生を対象に「税についての作文」を募集しました。今年度は、3校から209作品の応募がありました。このうち10作品が審査委員（市内在住有識者）の審査により入選しました。受賞者は左

中学生の「税についての作文」入選作品

賞名	題名	氏名	学校名	学年
遠野市長賞※	税金の重要さ	佐々木 悠希	遠野東中	3年
遠野市教育委員会教育長賞	私と図書館と税金	多田 颯子	遠野西中	3年
遠野市納税貯蓄組合連合会长賞	故郷への寄附	木元 海流	遠野中	1年
遠野市議会議長賞	自分のために、みんなのために	菊池 紅葉	遠野西中	3年
遠野市校長会会长賞	今ある制度について考える	佐々木 ゆめか	遠野中	3年
佳作	命をつなぐ税	渡渕 琥太郎	遠野西中	3年
〃	税金でつなぐ命のボタン	畑山 ひまり	遠野東中	1年
〃	税金とはなにか	佐々木 寛斗	遠野東中	3年
〃	誰かのために、未来のために	阿部 結菜	遠野西中	3年
〃	親子を支える子育て支援	佐々木 心愛	遠野西中	3年

の表のとおりです。最も優秀な作品として遠野市長賞を受賞した佐々木悠希さんは、審査委員から「自身の体験をもとに税の重要さを記述し、大変説得力がある」と評価され、併せて県知事賞も受賞しました。

※岩手県納税貯蓄組合連合会に上申、「岩手県知事賞を受賞」を受賞しました。



- ◆ 岩手県知事賞の遠野東中学校3年佐々木悠希さん（左）と伝達する遠野市納税貯蓄組合連合会佐藤会長。
- ◆ 佐藤会長からは、「夏休みという貴重な時間に多くの中学生に取り組んでもらった。身近に感じた税の疑問を踏まえるなど素晴らしい作品だった。」と挨拶がありました。



入選された上位5名（前列）と各賞のプレゼンター（後列）
 プレゼンター：左から 遠野市長、市納税貯蓄組合連合会长、市議会議長、教育長、市校長会副会長（遠野中学校校長）

租税教室

令和5年度の租税教室が、遠野北、青笹、小友の各小学校で開催されました。

教室は、市税務課の職員が講師となり、児童に身近な税となる消費税や税金の種類について説明。続いて、なぜ税を納めなければならぬのかなどを、クイズを交えながら楽しく学習し、税についての興味や関心を持つてもらいました。

児童からは、「税金を納めなかつたらどうなってしまうのか。」「一人当たりどのくらい税金を納めるのか。」「税の話聞いて、道路や河川、今使っている教材など様々なところで税金が使われていることを知り、その大切さについてよく分かった。」「など多くの質問や感想が寄せられました。児童たちは、税についての知識を身近なところから発見し、知識を深めました。」

令和5年度 第57回 中学生の「税についての作文」入選作品

遠野市長賞
岩手県知事賞 受賞作品

「税金の重要さ」



遠野東中学校3年 佐々木 悠希さん

1「挨拶・返事」 2「意欲・姿勢」 3「身だしなみ」 アスリートスタンダード、として常に意識している言葉。

私は小学校5年生から「いわてスーパーキッズ」として、県内各地から集まった仲間と運動能力向上に必要な基礎トレーニングについて、オリンピアの先生方をはじめ、各種目で優秀な成績を収めた素晴らしい講師の皆さんから指導を受ける機会をいただいています。

これまで、小学生の時には29人の仲間と月3回、現在は18人の仲間と月1回程度の活動を行っています。

「いわてスーパーキッズ」の目標は、「世界で活躍するトップアスリートとなる人材の発掘・育成を目指す」ことです。この活動を通じて、県内各地の体育施設や学校などを会場に、多くの競技に触れ、多くの講師の先生や高校生の皆さんと出会い、そして沢山の新しい発見ができる素晴らしい経験をしています。そして、そのすべてが無料です。

ある時、自分がこのような貴重な経験をすることができているのに、なぜ無料なのか疑問に思い、両親に聞いてみたことがあります。

「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」という岩手県の事業によって運営され、必要な予算として1,100万円ものお金が充てられ、それは「県民税」と呼ばれる税金で賄われているということを知りました。

それまで、ただ参加することや、その競技について自分が感じたことなどしか考えたことはありませんでしたが、なぜ自分が無料で体験できているのか、その仕組みを知り、私はとても恵まれていることに気づかされました。私が貴重な体験の数々を重ねていること、それは税金のおかげ。何より納めてくれる県民の皆さんのおかげだということ。もし、税金が無ければ、このような事業に参加することはできず、沢山の競技に触れる機会もなかったと思います。

それまでの自分は、税金に対しては身近な消費税について、物を買ったときにも取られてしまうという嫌な思いしかもつことができていませんでした。ですが、自分の経験を通じて、競技指導の講師の方、会場の使用料、運営サポートしてくれる事務局の皆さんなど全てが税金によって成り立っているということを知り、税金に対する考え方は、悪いイメージから、社会にとって大切な仕組みであるということ学びました。そして、自分はその仕組みによって特別な機会を与えられ、特別な経験ができているということも。

今自分を支えてくれている多くの皆さんの期待に応えられるよう、アスリートスタンダードを身につけてスポーツで活躍し、きちんと税金を納められる人間になり、恩返しがしたいです。「スポーツと出会う素晴らしい機会と夢と希望を与える。」納税によって拓かれる人生があるということを私は感じています。

申告に関するお知らせ

◆市民税・県民税（国民健康保険税）の申告相談受付について

令和6年2月7日から3月15日までの間、遠野市役所とびあ庁舎、みやもりホールの2会場で、市民税・県民税（国民健康保険税）の申告相談受付を行います。

申告は、税金を計算するための基礎になるほか、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料等の算定資料となりますので、期限までに申告しましょう。

軽自動車税に

関するお知らせ

◆小型特殊自動車（トラクタ、コンバイン等）をお持ちの方へ

毎年4月1日現在で小型特殊自動車をお持ちの方には、公道を走行する・しない、使用している・していないにかかわらず、軽自動車税が課税されます。

トラクタ、コンバイン、田植機等で最高速度が時速35km未満の【乗用】農耕作業用自動車をお持ちで、まだ登録をしていない方は、車台番号及び型式・番号がわかるものをお持ちの上、市税務課で申告してください。なお、廃車した場合はナンバープレートを持参の上、廃車手続きをしてください。

◆農耕作業用トレーラーについて

償却資産の申告対象であった農耕作業用

トレーラーの一部が、道路運送車両法の改正により軽自動車税の対象に変わっています。公道走行時の最高速度が時速35km未満のトラクタにけん引され、肥料・農薬等散布、耕うん、収穫、運送等を行う「農耕作業用トレーラー（けん引式農作業機）」は、小型特殊自動車に該当し、乗用農耕作業用自動車と同様に登録が必要です。

農耕作業用トレーラーには、次のようなものが該当します。

▼マニアस्पレッダー（堆肥散布機）

▼スプレーヤー（薬剤散布機）

▼ロールベアラー（集草機）

▼トレーラー（運搬機）

【申告・軽自動車税に関するお問い合わせ】

市税務課 課税係

☎62-2111（内線132、133）

固定資産税に

関するお知らせ

◆土地・家屋の評価替え

令和6年度は3年に一度、土地及び家屋の評価額を見直しする評価替えの年です。「適正な時価」による税負担が原則ですが、毎年見直すことは事実上困難です。そのため、地価の動向や家屋の減価分を3年ごとに見直すこととなっています。内容は、5月に送付の課税明細書で確認してください。

◆現所有者申告・相続人代表者指定届出

固定資産の所有者が亡くなった場合、相続人等新たな所有者（現所有者）となった方は、自分が現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内に「現所有者申告

書」を市税務課に提出してください。登記名義が変更されるまでは、申告に基づいて現所有者に固定資産税を課税します。

また、相続登記や現所有者申告が完了するまでの間、税金に関する書類等を受け取っていた方1名を決めていただく必要があることから、相続人同士で協議の上、「相続人代表者指定届出書」を市税務課に提出してください。

◆建物を壊した場合の届出

建物を壊したときには、「家屋減失届出書」を市税務課に提出してください。この届出をしていない場合、実際にはない建物に課税されることがあります。課税されている建物は、毎年5月に発送する「固定資産税課税明細書」で、必ず確認してください。

◆家屋全棟調査にご協力ください

市は、固定資産税の適正課税を目的に、家屋全棟調査を令和5年度から順次実施しています。

調査では、身分証を携帯した市職員が家屋の外から床面積を測定し、後日、家屋の用途・所有者・建築年等を聞き取りします。調査の結果によって、翌年度以降の税額が変わることがあります。

なお、調査時に、市税等の徴収・業者のあつせん等を行うことは一切ありません。

【固定資産税に関するお問い合わせ】

市税務課 資産係

☎62-2111（内線134、137）